平成２６年（フ）第１０４号
金沢市三十苅町丁170番地　県営住宅４棟25号
債務者　木貞　正博
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０７号
金沢市小橋町14番14号　ニュー千山荘202号
債務者　林　　辰男
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３４号
名古屋市千種区今池５丁目37番15号　フローラル今池205号
債務者　小林奈美子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０号
三重県津市阿漕町津興273番地　エスポワール壱番館201
債務者　小泉　　寛
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６号
三重県津市芸濃町椋本1765番地１、前住所三重県津市高野尾町2992番地353
債務者　前田　一夫
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３７号
三重県鈴鹿市東玉垣町2800番地の24
債務者　森　　徹
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９号
三重県津市高野尾町3175番地505、前住所三重県津市高野尾町3080番地79
債務者　下浦　芳仁
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６１号
滋賀県草津市矢倉２丁目８番13号
債務者　山口刺繍こと　山口　義司
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４号
滋賀県甲賀市水口町東名坂157番地３―202号
債務者　山下　義彦
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９０号
広島県安芸郡熊野町神田３番17―102号
債務者　岡田　富代
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８号
福岡県久留米市山川町1232番地６
債務者　木本實千代
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１７号
福岡県筑後市大字水田1456番地１パディーフィールド202号
債務者　平田　愛子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第１２号
鹿児島県阿久根市大川5365番地、前住所熊本県熊本市八幡町100番地
債務者　奥平　直美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
鹿児島県出水市高尾野町柴引1402番地１麓第二団地13号、前住所鹿児島県出水市高尾野町柴引3275番地柴引団地69号
債務者　濱田たかえ
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
鹿児島県阿久根市赤瀬川60番地、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津4061番地の３内陸コーポ214
債務者　松永　安子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
鹿児島県阿久根市塩浜町２丁目210番地市営ふれあい住宅く棟201号
債務者　冨永ゆり子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
京都市西京区大枝中山町２番地397
債務者　森下運送こと　森下　將史
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係